

「103万円の壁」の引上げに際し、地方創生のさらなる推進の観点を踏まえた 安定的な財政措置を求める意見書

政府が11月22日に閣議決定した新たな総合経済対策である「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「103万円の壁」について、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げることが明示された。「103万円の壁」の引上げは、パートタイム労働者や非正規雇用者等の就業調整を防ぎ、手取り収入が増えることで個人消費が拡大するほか、企業の人手不足の解消にもつながるなど、経済効果が期待されている。

一方、国家財政はもとより、地方自治体の基幹税である個人住民税の大幅な減少や地方交付税への影響が生じる場合には、地方自治体の行財政運営に大きな支障を来すことが懸念されるところである。現下の地方自治体は、社会保障費の一層の増加が見込まれる中で、国の各種政策に積極的に呼応しながら、人口減少対策をはじめ、地域活性化対策や防災・減災対策など、重要課題の解決に当たっている。

折しも、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」には、新たな地方創生施策である「地方創生2.0」の展開についても盛り込まれたが、地方自治体の財政基盤の充実・強化を図り、成長力を確保することで、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、真の地方創生を実現する上で不可欠なものとなっている。

よって、国におかれては、「103万円の壁」の引上げに際し、地方創生のさらなる推進の観点を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「103万円の壁」の引上げに際し、地方自治体の意見を十分踏まえた慎重な議論を行うとともに、地方自治体の減収に際し、住民サービスの低下につながらないよう、恒久的かつ安定的な地方財政措置を講じること。
- 2 地方自治体の財政需要を的確に地方財政計画に計上し、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するほか、地方交付税については、財源調整・財源保障機能の強化を図るとともに、臨時財政対策債に頼らず、交付税総額を確保すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

災害公営住宅の建設等に対するさらなる支援を求める意見書

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨の度重なる災害を受け、自力での住居の再建には困難が多く、今後多くの被災者が災害公営住宅に入居することが予想される。災害公営住宅の建設に際しては、激甚災害制度の措置の適用により、一般災害の場合と比較して建設費用等の補助率が引き上げられており、石川県もその対象とされている。

東日本大震災においては、補助率の引上げに加え、東日本大震災復興交付金により、建設費用や家賃の低廉化に対する補助率のかさ上げ、用地の取得・造成費に対しても追加の支援が行われた。しかしながら、今回の震災においては、いまだ同様の措置は講じられていないことから、早急な対応が求められる。

また、本年6月に国から、公営住宅の補助率特例区域の要件を満たさないとの理由から、適用区域から一部の市町を除外するとの告示がなされたが、要件の充足可否の判断に当たっては、減失（全壊）戸数ではなく、公費解体による「みなし全壊」も減失戸数として算定するよう、運用を見直す必要がある。

よって、国におかれては、度重なる災害に見舞われている被災地の現状を踏まえ、災害公営住宅の建設等に対し、最大限の措置を講じられるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

学校施設における防災対策へのさらなる支援を求める意見書

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、小中学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っており、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨でも多くの体育館が避難所として利用されている。

国は、令和2年に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、学校施設の改築・大規模改造等を対象とする学校施設環境改善交付金を地方自治体に交付するなど、学校施設における防災対策に取り組んでおり、令和5年度からは体育館の空調整備の補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなど、さらなる対策を講じている。

しかし、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっていることから、小中学校の体育館への空調（冷房）設備設置率は令和6年9月1日現在で18.9%にとどまっており、断熱性能を確保した上での空調設備の早急な整備が不可欠となっている。加えて、誰もが安心できる避難所の確保に当たっては、バリアフリー化及びトイレの洋式化の推進を含めた学校施設の防災機能の強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も学校施設の防災対策関連予算を継続的・安定的に確保するとともに、学校施設環境改善交付金について、交付対象の拡大や補助率の引上げを行うなど、学校施設の防災対策に対する支援の強化を図られるよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物（P F A S）の一つであるP F O S（ペルフルオロオクタンズルホン酸）やP F O A（ペルフルオロオクタン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象物質とされている。また、昨年12月、世界保健機構の国際がん研究機関は、P F O Aの発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、P F O Sは「可能性がある」としており、その有害性を指摘している。我が国においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規制対象となっており、令和2年、水道水については水質管理目標設定項目として暫定目標値50 n g / Lを、河川水や地下水については要監視項目として暫定指針値50 n g / Lを設定した。

本年11月29日、環境省と国土交通省が全国の水道水に含まれるP F O S及びP F O Aの調査結果を公表し、令和2年度以降令和5年度までに全国の14水道事業から国の暫定目標値を超えて検出されたことが報告されている。現在のところ、これらの水道事業では、対策の効果で暫定目標値内への減少が報告されているが、4月に米国が公表したP F O S及びP F O Aの規制値4 n g / Lと比較し、我が国の暫定目標値は極めて高い値となっている。暫定目標値については、国際的知見に基づく厳格な指標を設定することが国民の健康、安全、安心の観点から極めて重要である。

よって、国におかれては、P F A S対策の推進として、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 P F A Sの毒性及び健康への影響について、引き続き知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに明らかにし、情報提供すること。また、健康への影響等が懸念される場合には、その対策等も併せて検討し、必要な支援を行うこと。
- 2 国際的な知見や国際的指標に基づくP F O S及びP F O Aの暫定目標値の早急な見直し及び水質基準項目への追加を行うこと。
- 3 P F O S及びP F O Aの汚染状況を広く把握し、当該地域の汚染原因を早急に究明すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一